

# 電波監理審議会（第964回）議事要旨

## 1 日 時

平成23年3月9日（水）15：00～

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

### (2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

### (3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、田中情報流通行政局長、稲田官房審議官 他

## 4 議 事 模 様

### (1) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

#### （付議第1号）

平成23年3月9日付けで付議された、総務大臣が行った平成23年総務省告示第14号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係るアマチュア無線家ら101名による異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として中道正仁をそれぞれ指名した。

#### ○ 総務省の説明

本件は、平成23年1月11日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分3件について、平成23年2月3日にその取消しを求める異議申立てがなされたものである。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の異議申立資格、

代表者等の資格証明等を除き「適」としている。異議申立人の異議申立適格については審理の中で釈明を求めるため審査留保とし、代表者等の資格証明等については「否」としているが、審議を行う上で実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

## **(2) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について** **(諮問第3号)**

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

### ア 総務省の説明

モバイルWiMAX及びXGPといった広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）については、平成19年に制度化された後、それぞれの方式の標準化を推進する団体により、伝送速度の高速化や効率的なエリア展開等を図るべく規格の高度化が進められているため、関係規定の整備を行うものである。

### イ 主な質疑応答

- ・技術基準を情報通信審議会で策定する際、情報通信審議会では電磁波による安全面について議論したのか、との質問に対して、情報通信審議会では電波防護指針の基準値は国際基準値とほぼ同一の値であり、この電波防護指針を変更するものではないこと、本件におけるBWA高度化後の実運用上の値は電波防護指針の基準値よりも充分低いことを踏まえ、今後BWAをさらに高度化させることを検討する場合は電磁波による健康障害の可能性についても十分検討を行う必要があると付記されたうえで一部答申を受けた、との回答があった。
- ・無線システムの技術基準は電波防護指針に基づいているものと心得るが、BWAはその他の無線システムと比べて出力が大きいのか、との質問に対し、BWAと同じような利用形態で代表的な無線局と言えば携帯電話があるが、携帯電話基地局と比べた場合BWA基地局の方が出力が小さく、本件におけるBWA高度化後の基地局に比べ、携帯電話基地局の電界強度は、3～4倍となる、との回答があった。
- ・情報通信審議会ではパブリックコメントでの意見を踏まえてどういった議論が交わされたのか、との質問に対し、電磁波による安全面の観点から、本件におけるBWAの諸元の基準値は現状の無線局の諸元も電波防護指針を充分満たしているため問題はないが、今後さらなる高度化を検討する場合は安全基準に関する調査の動向も踏まえたうえで検討を進めるべきとの議論がなされた、との回答があった。

・電波防護指針の国際基準を見直そうという動きはないのか、との質問に対し、各国で様々な議論がなされており、基準値も国によってばらつきがあるが、現時点では世界保健機関（WHO）にて現状の基準を守るように推奨されているためそれに従っている、との回答があった。

・今回の技術基準については電力の増幅だけでなく占有周波数帯幅の一部拡大がなされているが、隣接のシステムとの混信干渉については確認済みか、との質問に対して、確認済みであり、実際運用する場合に個別の調整で干渉を回避できるものとなっている、との回答があった。

### **(3) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ他4社所属特定無線局の包括免許について**

#### **(諮問第4号)**

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ他4社所属特定無線局の包括免許について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### **ア 総務省の説明**

携帯電話及びBWAの基地局のうち、屋内に設置される小規模な基地局については、平成23年3月1日の放送法等の一部を改正する法律の一部施行によって包括免許が可能となっているところ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社よりフェムトセル基地局の包括免許申請が、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びイー・モバイル株式会社から非フェムトセル基地局である屋内小型基地局の包括免許申請があった。電波法第27条の4第1号及び第2号に基づき審査を行った結果、適当であると認められることから包括免許を与えることとするものである。

#### **イ 主な質疑応答**

・電波利用料について、本件の包括免許申請に関する電波利用料の見直しはなされているのか、との質問に対して、放送法等の改正と一緒に料額を決定している、との回答があった。

### **(4) 放送用周波数使用計画の一部変更案について**

#### **(諮問第5号)**

放送用周波数使用計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### **ア 総務省の説明**

放送用周波数使用計画では地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が3Wを超える中継局のチャンネル及び空中線電力が規定されている。現

在、愛媛県伊予市及び大洲市における瀬戸内海沿岸の一部地域では地上デジタルテレビジョン放送の難視地区が発生しているため、当該地区において放送受信が可能となるよう、地上アナログテレビジョン放送終了後、愛媛県大洲市長浜町にある伊予青島に地上デジタルテレビジョン放送の中継局の開設を可能とするため、放送用周波数使用計画に伊予青島を追加するべく、変更するものである。

イ 主な質疑応答

・伊予青島に中継局を設置することについて、難視地区は海岸線の付近に山があり電波環境が良いとは言えないため、伊予青島に中継局を設置するのか、との質問に対して、そのとおりである、との回答があった。

**(5) 日本放送協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務の認可について (諮問第6号)**

日本放送協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務の認可について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

鉄筋コンクリート高層住宅の増加やノイズ源となる電子機器の普及、夜間の外国からの電波による混信発生等により、ラジオ放送が聴取しにくい状況が増加しているため、日本放送協会（NHK）のラジオ放送番組（ラジオ第1放送、ラジオ第2放送、FM放送）を放送と同時にインターネットを介してストリーミング配信するべく、NHKより総務大臣の認可を求める申請があったものである。NHKとしては、平成23年10月頃から平成25年度まで約3か年間試行的に行い、どの程度課題解決に結びつくかを検証することを希望しており、費用は初期投資に約1億円、運用に年0.8億円、計画では2.5年分実行する予定しているため総額約3億円の事業となっている。本件はラジオ放送及びその受信の発達に特に必要であると認められるという観点から認可することとしたいとするものである。

イ 主な質疑応答

・ラジオ放送のインターネットによるストリーミング配信はすでに民間放送では行われているのか、との質問に対し、そのとおりであり、radikoというサービスでラジオ放送を放送と同時に配信しているとの回答があった。

・民間放送の方は試行というよりも本格的運用の段階にあるのか、との質問に対し、そのとおりである、との回答があった。

**(6) 日本放送協会に対する平成23年度国際放送実施要請について (諮問第7号)**

本件は、諮問第8号と関連する事案であったため、諮問第8号と一括して総務省の説明があった。

**(7) 日本放送協会に対する平成23年度委託協会国際放送業務実施要請について**

**(諮問第8号)**

本件は、諮問第7号と関連する事案であったため、諮問第7号と一括して総務省から次のとおり説明があった。

**ア 総務省の説明**

国際放送（ラジオ国際放送）及び委託協会国際放送業務（テレビ国際放送）について、平成23年度国際放送等の実施を要請するものである。要請放送制度とは、総務大臣が日本放送協会（NHK）に対して、国際放送（ラジオ国際放送）及び委託協会国際放送業務（テレビ国際放送）の実施を要請し、その要請に応じてNHKが放送を行った場合の経費を国が負担するものである。

平成23年度の要請については、国際放送（ラジオ国際放送）、委託協会国際放送業務（テレビ国際放送）ともに平成22年度と同一内容の要請を行うこととしている。具体的な要請内容としては、国際放送（ラジオ国際放送の要請）は、用いる言語は日本語、中国語及び朝鮮語の3言語、放送区域は国際放送（ラジオ国際放送）を行っている区域のうち日本語、中国語及び朝鮮語による放送を行っている区域とし、放送事項は、放送法に規定された放送事項を列記した上で、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意することを明記することとしている。交付金額については、平成22年度とほぼ同額の9.5億円としている。

委託協会国際放送業務（テレビ国際放送）の要請は、対象を外国人向けの英語による放送に限定しており、放送区域は全世界とし、交付金額については、平成22年度とほぼ同額の24.5億円としている。

**イ 主な質疑応答**

- ・平成22年度と比べて変わった点はないのか、との質問に対し、平成22年度と同様の内容を要請し、予算としてもほぼ同額である、との回答があった。

**(8) その他**

「周波数オークションに関する懇談会」の開催、207.5MHz以上222MHz以下の周波数を用いて行うマルチメディア放送の委託放送業務の認定等に係る制度整備に対する意見募集の開始及び放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備に係る意見募集の開始について総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)